

## 『経審虚偽申請防止のためのガイドライン(適正申請の指針)』について

### はじめに

今月は目先を変えまして、日本行政書士連合会 農林建設部から出されている『経審虚偽申請防止のためのガイドライン(適正申請の指針)』(以下、「ガイドライン」と記します)について書かせていただきたいと思います。この「ガイドライン」は、日本行政書士会連合会のホームページ(<http://www.gyosei.or.jp/pdf/keisin.pdf>)から、誰でも見ることができますので、インターネットに接続できる方は、是非「ガイドライン」そのものを一読されることをお勧めします。

なお、本文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ、お断りしておきます。

### 1. ガイドライン制定の目的

日本行政書士会がこの「ガイドライン」を設定した目的は、『行政庁に広がる(虚偽申請に対する行政書士の関与の)疑念の拡大を防止し、信頼関係を回復すると共に、行政書士が適正な申請手続を行い、虚偽申請の防止及び抑止の役割を果たすことを期待して』のこととされています。

### 2. 申請における虚偽(疑義を含む)事例

ここでは、実際に営業停止処分となった事例が紹介されています。経営状況分析に関しても17事例が列挙されていますが、そのいくつかを挙げてみます。

長期にわたり回収できていない貸付金は、長期貸付金として計上すべきところ、短期貸付金として計上していた。

実質的に資産価値の無い納税仮払金(仮払税金)は特別損失として計上すべきところ、仮払金として計上していた。

他の会社への運転資金の支出は、投資等の部に計上すべきところ、立替金として計上していた。

決算報告書と比べ、財務諸表の未成工事支出金や、建物・構築物他資産が過小計上され、支払手形や長期借入金他負債が過小計上されていた。

完成工事原価に振替えるべきものを振替えていなかった。

完成工事原価に計上すべきものを前期損益修正損として計上していた。

の「仮払税金を特別損失として計上すべき」という記載は若干誤解を生じる可能性があるかと思えます。詳しくは、この「Monthly Press」のVol.2005-1をご参照ください。

これらのうち、からについては、悪意があったとは思えないケースですが、からについては、財務諸表を改竄する意思がなくても、起こりうる事例です。税理士が作成する決算書は、課税所得を計算するための資料であり、からのような事項については、修正されていない可能性がありますので注意が必要です。

### 3. 適正申請の確保に向けて

『建設業の財務諸表は、商法に基づく国土交通省令による会計基準により処理されたものでなければならない(商法施行規則 115条)』とされています。また、『行政書士が、財務諸表を作成する場合には、商法施行規則、企業会計原則及び国土交通省令に基づく会計基準をきちんと理解すると共に、法人税申告書の別表、勘定科目明細表等を精査しなければならない。』と記載されています。特に前述したように、税務申告用の決算書が、建設業会計における本来あるべき会計処理、財務諸表の表示となっていないケースが多々ありますので、ご留意いただく必要があると考えます。

この「ガイドライン」にも記載されていますが、財務諸表の作成に当たっては、建設工業経営研究会編の『建設業会計提要』(大成出版社)を参考にされることをお勧めします。

また、決算前に、会社の経理担当者、顧問税理士等と十分な打合せをしていただくことが賢明と考えます。

### 4. その他

このほか、この「ガイドライン」には、虚偽申請防止のための10のチェック項目や、行政書士の専門家責任等についても記載されていますので、是非一読されることをお勧めします。